

資料提供 令和7年1月24日	
厚生労働省広島労働局 職業安定部職業対策課 担当者 石田 電話 082-502-7832	広島県商工労働局 雇用労働政策課 担当者 櫻河内 内線 3423 電話 082-513-3424

障害者雇用の推進に向けた施策について

1 概要

広島労働局と広島県では、令和7年4月からの除外率の引き下げや令和8年7月からの法定雇用率2.7%への引上げを踏まえ、県内企業の雇用促進に向けた取組を次のとおり行います。

(1) 法定雇用率未達成企業への要請文発出（1月8日発送済）

(2) 経済団体への要請（2月5日・2月10日）

(3) 企業と就労支援機関をつなぐ交流会（3月4日）

2 雇用状況

県内企業等での障害者の雇用状況は、雇用障害者数及び実雇用率ともに過去最高を更新するなど、着実な進展が見られ、令和6年6月1日現在の障害者実雇用率は2.54%と5年連続で法定雇用率を上回りました。

しかしながら、半数以上の企業が雇用率未達成であり、企業における雇用推進への更なる積極的な取組が求められています。

※法定雇用率引上げ予定

	現行(令和6年4月~)	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲(従業員数)	40.0人以上	37.5人以上

※除外率引下げ予定(現在の除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	現行(令和6年4月)	令和7年4月
・非鉄金属第一製錬 精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	15%	5%
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む)	20%	10%
・湾岸運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院	30%	20%
・林業(狩猟業を除く)	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	45%	35%
・石炭 亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

3 実施施策

(1) 法定雇用率未達成企業への要請文発出

令和6年6月1日時点で法定雇用率未達成の1,317社(改善の見られた24社を除く)に、障害者雇用の拡大に関する要請文を発出しています。(別紙)

(2) 経済団体への要請

ア 趣旨

広島労働局と県は合同で経済団体に対し、会員企業等の障害者雇用の拡大に向けた働きかけを行います。

イ 訪問先（対応者）・場所

広島県商工会議所連合会（会頭 池田晃治（いけだ こうじ））

広島商工会議所ビル2階（広島市中区基町5-44）

ウ 訪問日時

令和7年2月5日（水） 午後2時00分から2時30分まで

エ 訪問者

厚生労働省広島労働局長 小沼宏治（おぬま こうじ）

広島県商工労働局長 梅田泰生（うめだ やすお）

オ 取材

（ア）会場準備等のため、取材の御希望がある場合は、2月4日（火）17:00までに広島県商工労働局雇用労働政策課まで御連絡ください。

（イ）取材は冒頭（要請書手交及び趣旨説明）のみとさせていただきます。

カ その他の要請先

次の各団体に対しても要請を行います。（順不同）

（ア）要請先 ・広島県商工会連合会 ・広島県中小企業家同友会
・広島県中小企業団体中央会 ・広島県経営者協会 ・広島経済同友会

（イ）要請日 令和7年2月10日（月）

(3) 企業と就労支援機関をつなぐ交流会

ア 開催予定日等

令和7年3月4日（火）13:00～16:00

広島市総合福祉センターホール（BIG FRONT ひろしま 5階）

イ 定員

なし ※ただし、会場のスペースの問題により入場を制限する場合があります。

ウ 目的

障害者の雇用を検討する企業を支援する就労支援機関が設置されていることを広く周知するとともに、就労支援機関と企業が実際に交流できる機会を提供することで、障害者雇用の促進に向けた地域における関係機関のネットワーク構築・強化を図る。

エ 内容

就労支援機関が各ブースを設置し、企業が障害者雇用において抱える課題等について相談することができるほか、各機関の企業支援メニュー等の特色を企業に説明する等、就労パスポート等を活用して、登録障害者の特性やスキル等の情報等を提供する。

オ 取材

取材のご希望がある場合は3月3日（月）17:00までに広島労働局職業安定部職業対策課までご連絡ください。

4 関連リンク

(1) 広島労働局

ア 障害者雇用関連情報

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/syougaisyakoyouinfo1.html

イ 障害者の雇用状況について（令和6年6月1日現在）

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/koureisyougai.html

(2) 広島県：障害者の雇用を検討する事業主の皆様へ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500714.html>

広島県内の事業主の皆様へ

—— 障害者雇用推進のお願い ——

日頃から障害者雇用の促進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社から報告いただいた障害者雇用状況（令和6年6月1日現在）では、**障害者の雇用が不足しています。**

障害者雇用は法的に定められたものであるとともに、障害者の皆さんが経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮するための大切な機会です。

また企業にとっても、労働人口の減少に加え、働き方改革により労働時間の短縮が求められる中、障害者が働きやすい職場環境を整備することは、企業全体の生産性向上が期待されます。

是非とも障害者の雇用に向けた取組を進めてくださるよう御検討ください。

広島労働局と広島県では、障害者雇用の促進に向けて、採用準備や求人、仕事の切り出し方から採用後の定着まで御相談をお受けするとともに、雇用ノウハウに関するセミナーの開催や各種助成金の支給等、さまざまな支援を行っています。

まずはお近くのハローワークの障害者専門窓口まで御連絡ください。

令和7年4月からは除外率^(※)が引き下げられ、また、令和8年7月からは障害者の法定雇用率が現行の2.5%から2.7%に引き上げられます。

皆様の積極的な取組をお願いします。

貴社のますますの御発展をお祈りいたします。

令和7年1月

広島労働局長 小沼 宏治
広島県知事 湯崎 英彦

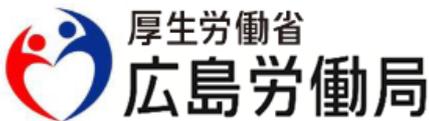
お役立ち リンク



https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/shigoto.html

人材確保でお困りのことはありませんか？

ハローワークでは、貴社のお悩みに応じたサポートを行います。



https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/syougaisyakoyouinfo1.html

広島労働局は、厚生労働省の所掌のうち、広島県の労働に関する業務を推進しています。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500714.html>

広島県は、障害者雇用促進のため、雇用のノウハウに関するセミナーの開催等、企業の皆様を支援しています。



※ 除外率とは？

障害者の就労が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者の数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することで障害者の雇用義務を軽減する制度。ノーマラーゼーションの観点から平成16年4月に廃止され、経過措置として廃止の方向で段階的に除外率の引き下げを行うこととされている（令和7年4月から10%引下予定）。

除外率設定業種	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む）	10%
港湾運送業 警備業	15%
鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設 介護医療院	20%
林業（狩猟業を除く）	25%
金属鉱業 児童福祉事業	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
石炭・亜炭鉱業	40%
道路旅客運送業 小学校	45%
幼稚園 幼保連携型認定こども園	50%
船員等による船舶運航等の事業	70%

令和7年4月以降の除外率

～ 深めよう 障害理解、進めよう 障害者雇用 ～

参加
無料

企業

と

就労支援
機関

をつなぐ
交流会

2025年
07. 3月 4日 火
13:00～16:00 TUE
(12:30～受付開始)

お申し込みはこちらから



下記、受付サイトから事前申込ができます（締切2025年2月7日）

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai-hw.mhlw.go.jp>

広島市総合福祉センターホール
(BIG FRONTひろしま 5階)

広島市南区松原町5-1

参加予定就労支援機関

- 就労移行支援事業所
- 広島障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター

このような
イベント
です！

就職を目指す障害者を支援する就労支援機関のブースを自由に回って
障害者の雇入れ・雇用管理などについて個別に相談することができます。

雇入れ準備から職場定着までの一貫した支援メニューや、就職に必要な支援
(職業準備支援)を受けている障害者の方についての情報を提供します。



お車でお越しの場合、駐車場（有料）には限りがあります。
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ：広島労働局 職業安定部 職業対策課 雇用支援係 Tel 082-502-7832

共催：広島県 広島市 広島障害者職業センター 広島労働局 ハローワーク

お申し込みについて

「**労働局・ハローワーク説明会等受付サイト**」からお願いします

—2025年2月7日（金）までお申し込み可能です—



労働局 安定所 受付サイト

でも検索できます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働局（職業安定関係）・ハローワーク説明会等受付サイト

必要事項をご記入の上、お申し込みください。
お申し込み完了後、お申し込み受付完了メールを送信します。
メールアドレスに間違いがあると受付完了メールが届きませんのでご注意ください。
迷惑メール対策等を設定されている場合は、ドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai-hw.mhlw.go.jp」から送信されるメールを受信許可にしてください。

事業所名/申込者名 **必須**

郵便番号

都道府県

市区町村

地名・番地

建物・マンション名

連絡先電話番号 **必須**

連絡先FAX番号

メールアドレス **必須**

参加者数 **必須**

備考
(説明会の主催者に予め伝えておきたいことなど)。
100文字以内でご入力ください。

個人情報に関する取り扱いに同意します。
※本サイトにおいてご登録いただいた情報は、説明会の主催者（労働局・ハローワーク）に提供するほか、本サイトが提供するサービスを円滑に運営するために利用します。
その他の情報の利用及び提供の制限等については、厚生労働省個人情報保護方針を遵守します。

▶ご参加いただく「企業名」をご入力ください

▶こちらのアドレスに資料等を送付させていただきます

▶3名程度までのご参加をお願いします

▶「就労支援機関に聞いてみたいこと」など交流会参加にあたって事前にいただける情報がありましたら、記載をお願いします

ご登録いただいた「企業名」「所在地」「就労支援機関に聞いてみたいこと」などは、参加就労支援機関に事前に情報提供させていただきますので、ご了承ください。